

## 環境影響評価審査会火力発電所部会議事録

- 1 日時：平成 19 年 8 月 20 日（月）10:00～11:30
- 2 場所：神戸市教育会館 501号室
- 3 議題：姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、北村委員、菅原委員、田中みさ子委員、中野委員、山口委員、山中委員
- 5 事務局：京環境政策局長  
環境影響評価課 築谷課長、森本係長外 2 名
- 6 関係部局：環境整備課、大気課、中播磨県民局
- 7 事業者：関西電力(株)
- 8 配布資料：
  - ・会議次第
  - ・出席者名簿
  - ・姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価方法書
  - ・姫路第一発電所における低周波音の実態調査結果（補足資料）

### 9 議事概要

事業者より、低周波音の補足説明として、補足資料を基に説明。

〔質疑〕

（委員）説明には、姫路第一発電所 5，6号機の調査時の出力規模（126万kW）より姫路第二発電所の規模（280万kW級）は大きいことについて触れられていないが、規模の違いも踏まえて問題ないということか。

（事業者）そのとおりであり、また姫路第一発電所 5，6号機は平成 7 年より順次運転を開始し、10年以上経過しているが、現在までに低周波音に関する苦情はない。

姫路市長意見案の取りまとめの方向性及び事業者の対応について、事務局より説明。

〔質疑〕

（委員）供用後と工事の時期が重複する期間については、供用している時期に工事に伴う有害廃棄物が発生する可能性があるため、委員会の意見として、廃棄物等の個別項目にも入れるべき。

（委員）ボイラー廻りにアスベストを使用していないか？

（事業者）一部使用している。

（委員）確認であるが、アスベスト等の有害廃棄物には十分配慮が必要である。

（事業者）配慮することとしている。

（委員）起動停止時の窒素酸化物排出に関して、起動及び停止はどの程度の頻度で

発生するのか？

(事業者) 更新後の運用方法は検討中。起動及び停止の頻度は、現段階では未定である。

(委員) 起動停止があるのであれば考慮すべき。

(委員) 新しい道路について、運搬用道路としては、市道妻鹿 38 号線を使用するため、市道妻鹿 38 号線の交通量が変わるということか？ A の調査地点は変わらないのか。

(事業者) 新しい道路は、早ければ再来年に完成する予定であり、事業実施段階では完成していることが推測される。

姫路バイパスから搬入する車両は東側を通るため、西側から入る車両台数はあまり多くないと考えている。東側、西側からの主要交通ルートについては、これまでの発電所の定期検査等の資材運搬車両を考慮した上で、2つの調査地点を選定している。

新しい道路が完成した後の搬出入ルートは変わる可能性もあるが、市道妻鹿 38 号線を全く通らなくなるのか、ルートを分配するのかは未定であるため、今後十分に検討する必要があると考えており、準備書作成段階で明らかにしていきたい。現地調査については、方法書に記載の調査地点に加え補完的に市道白浜 149 号線上に調査地点を設定したい。

これまでの指摘事項について、事務局より説明。

〔質疑〕

(委員) 搬出入ルートの変化については、準備書で対応することは可能なのか。

(事務局) 事業者からは、調査地点の追加等により準備書において対応できると聞いている。

(委員) 新ルートは住宅地を通っているため、かえって通らない方がよいのではないか。

(事務局) 搬出入ルートについては、環境影響や地元との協議を経て、準備書をまとめるまでに決定すると聞いている。

(委員) 「規模・基数の組み合わせを検討すること」という姫路市の意見は、方法書で盛り込まれていると考えるが、どういう趣旨か？

(事務局) 方法書である程度検討はされているが、今後準備書作成までの検討結果も踏まえて、最適な組み合わせを検討することという趣旨である。

(委員) 起動停止のパターンは準備書作成段階では決まるのか？

(事務局) 現状よりは稼働率は多少上がると思うが、事業者として明言できないということだろうと思う。

(委員) 粉じんの飛散は、アスベストについて注意を促すべきである。アスベストの使用量は明らかにしてほしい。

(事務局) 了解した。

(委員) 市長意見案では、化学的酸素要求量が環境基準を超過していることを指摘されているが、1事業所の問題ではないと考える。環境基準をクリアするための県の考え方はいかがか。

(事務局) 環境基準の超過はあるが、第6次総量規制では、現状の取組みを継続することとしており、更に負荷を下げる必要があるとはしていない。県としては、化学的酸素要求量については、一定の環境配慮は必要だが、特に述べる必要はないと考えている。

(委員) 方法書 P3-83 で、調査地点7と11は、化学的酸素要求量が環境基準を超過している。この原因は市川の影響か、瀬戸内海全般の内部生産で達成できないのか、解析しているのか？

(事務局) 水質課に確認した上で、次回説明する。

以上